

# 船橋市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、光化学スモッグ緊急時における市民の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止するため、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダントの部）」（以下「県要綱」という。）に基づく措置及び本市が独自に実施する緊急時等の対策について定めることを目的とする。

## (オキシダント濃度の測定)

第2条 オキシダントによる大気汚染状況の測定は、県要綱によって定められた測定局において行う。

## (情報の収集)

第3条 緊急時等の対策に関して必要な気象、大気汚染等の情報は、前条に定める測定局のほか、千葉県、関係市、大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）等から適宜収集する。

## (緊急時等の受信)

第4条 県要綱に基づき発令又は解除（以下「発令等」という。）される光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大緊急報（以下「注意報等」という。）は、環境保全課内に設置される光化学スモッグ専用ファクシミリ（故障、点検等により使用できない場合は、電話等その他の通信手段による。）により受信する。

## (市民への周知等)

第5条 本市域（県要綱に定める葛南地域）に注意報等が発令等されたときは、関係機関の協力を得て、別に定める「船橋市光化学スモッグ周知・連絡体制」により、発令等の時間及び注意報等の区分を速やかに市民に周知する。

2 緊急時においては、市民に対して屋外での過激な運動を差し控えること、不要不急の自動車の運行を自粛すること等光化学スモッグによる被害の未然防止に必要な事項について周知し、協力を求める。

## (市協力工場)

第6条 緊急時等において、光化学スモッグ原因物質の削減措置をおこなう工場又

は事業場（以下「市協力工場」という。）を定めるものとする。

2 市協力工場は、次の各号に掲げる条件に適合する工場又は事業場とする。ただし、県要綱に基づき県が指定した協力工場（以下「県協力工場」という。）及びこの要綱が適用される期間のばい煙発生施設の稼働がきわめて少ないものとして市長が認めたものは除く。

(1) ばい煙発生施設（予備、休止施設を除く。）を定格能力で使用した場合の原料及び燃料の使用量の合計が重油に換算して原則として1時間当たり300リットルを超えるもの

(2) 窒素酸化物等の光化学スモッグの原因物質の排出量が前号に掲げるものと同程度以上であると認められるもの

3 市協力工場の削減措置に関しては、別に定める「光化学スモッグ緊急時削減措置実施細目」によるものとする。

(緊急時等の措置)

第7条 注意報等が発令されたときは、市協力工場及び自動車等の使用者に対し、次の各号に掲げる措置を求めるものとする。

(1) 市協力工場に対する措置

発令区分	措置
予報	通常の燃料使用量等の10%程度の削減の要請
注意報	通常の燃料使用量等の10%程度の削減の要請
警報	通常の燃料使用量等の20%程度の削減の要請
重大緊急報	通常の燃料使用量等の40%程度の削減の要請

(2) 自動車等の使用者に対する措置

発令区分	措置
予報	当日の自動車等の運行の自主規制の要請
注意報	自動車等の運行の自主規制の要請
警報	自動車等の運行の自主規制の要請
重大緊急報	知事に対し、大気汚染防止法第23条第2項に基づく措置（道路交通法の規定による措置）を講ずるよう要請

2 前項に定める措置によっても、オキシダントによる大気汚染状況の改善が困難であると認められるときは、当該事態に応じた措置を講ずるものとする。

(県協力工場の把握)

第8条 市域全体の削減状況を把握するため、県協力工場に対し、県要綱に基づき提出した「緊急時におけるばい煙減少計画(変更)届出書」及び「緊急時におけるばい煙減少措置報告書」の写しの提出を求めるものとする。

(被害状況調査)

第9条 注意報等発令時において、光化学スモッグによると思われる被害の届出があったときは、これを受理し、直ちにその状況を調査する。

(被害者の救済)

第10条 前条による調査の結果、医師の手当等が必要であると認められるときは、最寄りの医療機関で手当等を受けるよう指導する。

(情報の提供)

第11条 注意報等の発令等の周知のほか、市民に対してインターネット、ファクシミリ等により必要に応じて光化学スモッグに係る情報の提供を行う。

(関係機関との連絡協議)

第12条 緊急時等の措置の適切かつ円滑に実施するために、国、県、県公安委員会、関係市町村等と連絡を密にし、運用の適正化を図るものとする。

(適用期間)

第13条 この要綱は、県要綱による緊急時等の発令等の期間(毎年4月1日から10月31日まで)について適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(船橋市光化学スモッグ対策実施要綱の廃止)

2 船橋市光化学スモッグ対策実施要綱(昭和48年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

<参考資料>

○ 発令区分及び基準（県要綱第3条、第6条）

発令区分	発令基準
予報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されたとき、その日の午前11時までに発令
注意報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、基準測定局のオキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ継続すると判断されたとき
警報	注意報の状態がさらに悪化し、基準測定局のオキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ継続すると判断されたとき
重大緊急報	警報の状態がさらに悪化し、基準測定局のオキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ継続すると判断されたとき

○ 発令地域（県要綱第4条第3号）

葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市及び浦安市

○ 緊急時等の措置（県要綱第11条）

発令区分	緊急時等の措置内容	
	協力工場等	自動車等
予報	通常燃料使用量の20%程度の削減の要請	当日の自動車等の運行の自主規制の要請
注意報	通常燃料使用量の20%程度の削減の勧告	自動車等の運行の自主規制の要請
警報	通常燃料使用量の40%程度の削減の勧告	自動車等の運行の自主規制の要請
重大緊急報	通常燃料使用量の40%程度の削減の命令	公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を講ずるよう要請